

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 五洋建設株式会社
- (2) 代表者氏名 代表取締役社長 清水 琢三
- (3) 所在地 東京都文京区後楽二丁目 2 番 8 号

2 指名停止措置期間 令和 5 年 3 月 3 日から令和 5 年 4 月 2 日まで (1 ヶ月)

3 事案の概要

五洋建設株式会社の使用人は、特定建設工事共同企業体として受注した「新名神高速道路大津ジャンクション東工事」において令和 3 年 7 月 9 日に発生した作業員の負傷事故について、大津労働基準監督署長に遅滞なく報告しなければならないところ、令和 3 年 8 月 19 日に至るまで報告書を提出しなかったとして、労働安全衛生法違反により、令和 4 年 12 月 22 日付けで大津簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

4 指名停止措置理由

五洋建設株式会社の使用人が、特定建設工事共同企業体として受注した高速道路工事における事故の報告を遅滞したことに関し、令和 4 年 12 月 22 日、労働安全衛生法違反により略式命令を受けたことは山口市の契約相手方として不適当であると認められるため「山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」別表の 3 1 (不正又は不誠実な行為) により指名停止します。

「指名停止等措置要領別表」

措置要件	期間
前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、市契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内